

指宿広城市町村圏組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する
事務の取扱いに関する規則

(平成6年指宿広城市町村圏組合規則第22号)

改正 平成17年指宿広城市町村圏組合規則第5号

平成25年指宿広城市町村圏組合規則第2号

平成29年指宿広城市町村圏組合規則第6号

(通則)

第1条 指宿広城市町村圏組合職員（指宿広城市町村圏組合職員定数条例（昭和46年指宿広城市町村圏組合条例第4号）第2条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。），児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(認定請求)

第2条 法第7条第1項の規定に基づく児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求（法第9条第1項に基づく認定の請求を含む。）は、管理者に行う。

(受給者台帳の作成及び保管)

第3条 管理者は、受給者ごとに児童手当受給者台帳を作成し保管しなければならない。

(支払期日)

第4条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、指宿広城市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広城市町村圏組合条例第1号）第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号）の定めるところにより、当該支払日の属する月の給料の支給日（次項において「給料の支給日」という。）とする。

2 法第8条第4項ただし書に規定する児童手当の支払期日は、各月の給料の支給日とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。